

令和5年3月10日

令和3年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【口頭指摘】

令和3年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【口頭指摘】

1	県立高校内図書室の図書資料充実について（教育委員会）	1 頁
2	美術品の購入について（教育委員会）	1 頁
3	新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業について（新型コロナウイルス感染症対策本部事務局）	2 頁
4	産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業について（子育て・人財局）	2 頁
5	鳥取県産業振興未来ビジョンについて（商工労働部）	3 頁
6	男性の育児休業取得について（商工労働部）	3 頁
7	学校給食への県産食材導入支援について（農林水産部）	4 頁
8	がんばる地域支援事業について（地域づくり推進部）	5 頁
9	未収金対応について（病院局）	6 頁

【口頭指摘】

指摘事項	今後の対応	令和5度事業名・予算額
<p>1 県立高校内図書室の図書資料充実について</p> <p>県立高校各校ごとの図書購入実績額を比較したところ、学校によっては2倍以上の差が生じていました。</p> <p>現在、図書購入額は各校の判断とされていますが、教育委員会は、各校ごとの図書購入実績についてその閲覧方法を工夫するなど県民に広く公開することで、各校の積極的な予算活用を促し、生徒のニーズに応じた図書資料の充実を図るべきであります。</p> <p>また、家庭の事情により図書等の購入が難しい生徒もいることを考慮し、各高校間の図書購入費の差が教育格差になりかねないことをふまえ、学校図書資料及び図書室の積極的な活用に向け引き続き取り組むべきであります。</p>	<p>各学校の図書購入費については、実績額が多い学校は、国認定事業に係る予算措置や同窓会寄付金等による購入増といった年度ごとの特殊事情もありましたが、県予算(学校裁量予算)の執行額のみと比較においても、学校間で一定の差が生じている状況でした。</p> <p>今後、県立高校それぞれの図書購入費の実績をホームページで公表するとともに、学校間での相互貸借制度や県立図書館からの貸出支援を活用することで、各学校の特色や生徒のニーズに応じた図書資料の充実をより一層図っていきます。</p> <p>また、学校図書館による授業支援(図書資料の貸出、図書館での授業実施、成果発表)、各学校図書館行事や主催イベントの実施は既に全校で定着しており、司書教諭や司書等の研修機会の充実など、学校図書資料及び図書室の積極的な活用を資する取組を進めているところですが、学校図書館が生徒の「知」の習得に関して重要な働きを担っていることを踏まえ、指導主事による学校訪問の際には他校の図書購入状況を情報共有するとともに、図書購入費や活用状況の聞き取りを行うなど、引き続き、学校図書館の充実に努めていきます。</p>	<p>県立学校裁量予算事業(高等学校運営費)</p> <p>673,864千円</p>
<p>2 美術品の購入について</p> <p>鳥取県立美術館整備基本計画においては、「コレクションポリシー(収集方針)の見直しを図り、より広範囲の、国内外の優れた美術作品等の収集を図る」と記述されていますが、収集方針の見直し内容について、県民に対して十分な説明がない中で、令和3年度に1,890万円で購入した美術品8点のうち5点は鳥取県にゆかりのない現代美術作品であり、従来の収集方針にはない作品が購入されています。また、基金により購入を開始した平成9年度から令和3年度までに約12億円をかけて819点の作品を購入していますが、これらの作品に関する県民へのPRが十分に行えていない状況であります。</p>	<p>県立美術館が新設されることに伴い、今後は県民にさまざまなジャンルの優れた作品に触れていただきたいと考え、鳥取県ゆかりの作品に加えて国内外の優れた美術作品や同時代の美術の動向を示す作品も収集するよう方針の見直しを行いました。見直し内容について県民に届く十分な説明が行えていませんでした。</p> <p>このため、令和4年9月以降、県内各所で美術館のコンセプトや収集方針の拡充について広く県民に周知し、購入作品の意義を伝える説明会等を開始しています。</p> <p>今後もさらに、美術館の目的やコンセプトとそれに連動する収集方針、さらに現代アート全般の魅力等、どのような美術館を目指そうとしてい</p>	<p>鳥取県立美術館整備推進事業</p> <p>701,375千円</p> <p>「県民立美術館」実現プロジェクト事業</p> <p>12,996千円</p> <p>開館前カウントダウンOPENNES!戦略事業</p> <p>16,500千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5年度事業名・予算額
<p>県民が待ち望む美術館開館に向けて、引き続き美術品を収集していくためにも、基本構想の段階から目指している県民本位の「県立美術館」という目標を念頭に、美術品の収集方針、収集した作品によりどのような美術館を目指そうとしているのか、県民に十分理解いただけるよう丁寧な説明を行うべきであります。</p>	<p>るのか学芸員が中心となって丁寧に説明する「美術館学芸員キャラバン」を実施するとともに、県立美術館開館に向けた機運醸成のための広報活動等を実施する中で、より県民に十分理解いただけるよう努めていきます。</p>	<p>全県美術館構想に向けたネットワークづくりスタートアップ事業 5,224千円</p>
<p>3 新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業について 新型コロナウイルス感染症への対応のために、医療機関、検査機関へ多くの設備が整備され、医療体制、検査能力が強化されました。 整備された機器の中には、現状でもほとんど使用実績がないものもあるようですが、今後、感染が収束した際にはさらに利用されなくなる機器が増えることが予想されます。 感染収束後においても、新たな変異株や、新たな感染症の拡大に備える必要があるため、これらの機器や、備蓄された消耗品の有効活用、維持管理、更新をどのようにしていくのか基本的な方針を検討しておくべきであります。</p>	<p>当該事業で整備した機器等は新型コロナウイルス感染症の収束後も有効に利活用し、耐用年数満了まで適正に管理するよう各医療機関に対して周知します。 なお、当該事業は国の交付金事業であり、新たな感染症の拡大に備えた設備の更新に係る取扱いが示されていないため、機器や消耗品の維持管理、更新についての基本的な方針は、現時点では未定です。今後の状況を踏まえて検討していきます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業 10,150,000千円</p>
<p>4 産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業について 県中部では宿泊型、デイサービス型の産後ケアを行う施設が診療所1か所のみであり、更に出産後3か月程度までの受け入れとされているため、4か月以降の方は東部又は西部の施設まで行かないとサービスを利用することができないなど、地域により利用可能なサービスに格差が生じています。 国においては妊娠時・出産時に合計10万円の経済的支援及び伴走型支援の充実、出産一時金の増額、令和5年度のこども家庭庁の創設、令和6年度の児童福祉法の改正など子育て支援の充実に向けた大きな動きがある中、これらの動向を踏まえつつ、市町村、関係機関と連携し、必要なサービスを地域格差なく提供できるよう、必要な施設の整備を図るべきであります。</p>	<p>受入れ可能な施設が少ない県中部においては、新たな産後ケア施設設置に向けて県助産師会とともに産後ケア事業の実施主体である市町村へ設置支援の働きかけや、産科以外の医療機関にも産後ケア事業への参入の働きかけを行っているところであり、今後も引き続き、産後ケアサービスの拡充に向けた働きかけを強めていきます。</p>	<p>産前産後のパパママほっとずっと応援事業（助産所施設・設備整備事業） 3,000千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5度事業名・予算額
<p>5 鳥取県産業振興未来ビジョンについて</p> <p>鳥取県産業振興未来ビジョンでは、「コロナ危機を克服し、県経済・産業の再生と持続的発展を実現」を基本目標に掲げ、①再生、②発展、③基盤の3つの指針と、6つの再生・発展リーディング・プログラムにより対策を進めていますが、現行のプログラムは製造業、観光業等を中心としたものになっています。</p> <p>一方、本県の卸売・小売業は、経済センサスによる従業者数が県全体の約2割、県民経済計算による生産額も約1割と製造業同様にウェイトの大きい産業ですが、以前より電子商取引の普及により厳しい状況にあったところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従業者数は平成28年から令和3年で3千人以上減少、事業所数及び売上も他産業に比べ大きく減少と、状況悪化に拍車がかかっています。</p> <p>本県の経済・産業の再生と持続的な発展のためには、鳥取県産業振興未来ビジョンにおいて卸売・小売業を基盤的産業として位置づけ、新たな戦略を提示し、対策を強化する必要があります。併せて、その戦略を推進するため、卸業・小売業の関係者と意見交換し、具体的な対策について検討、実施すべきであります。</p>	<p>卸売・小売業は、雇用・生産額のウェイトも大きく、県民の生活基盤を支える産業であり、これまでも鳥取県産業成長応援事業などにより、きめ細かく支援を行ってきたところです。</p> <p>令和3年4月に策定した鳥取県産業振興未来ビジョンの6つの再生・発展リーディング・プログラムでは、県内総生産等を伸ばしていく上で県外需要獲得が期待できる製造業、観光業等を中心としつつも、DXや生産性向上の推進など、対象業種を限定せず取り組んでいます。</p> <p>再生・発展リーディング・プログラムは、策定から3年間程度、集中的に実施することとしており、令和6年度に向け、県内産業において大きな役割を果たしている卸売・小売業も考慮しながら、新たなプログラムに取り組むことを検討していきます。</p> <p>検討にあたっては、卸売・小売業ほか小規模サービス事業者と意見交換を行い、事業者の収益力向上を伴走型で支援するなど、卸売・小売業をはじめとする地域に不可欠な事業者の持続的発展を支えていきます。</p>	<p>鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ、生産性向上挑戦ステージ）</p> <p>488,630千円</p>
<p>6 男性の育児休業取得について</p> <p>県は「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」において、令和7年の男性育児休業取得率30%を目標として掲げていますが、令和3年度に県が実施した職場環境等実態調査では、県内の男性育児休業利用希望者50.3%、取得した方が良いと考えている事業主76.8%、取得した方が良いと考えている男性従業員84.9%に対し、実際の男性育児休業取得率は13.4%（女性取得率86.3%）に止まっており、意向と</p>	<p>男性の育児休業の取得促進施策としては国の両立支援等助成金等があり、これらを補完する形で「働きやすい職場づくり活動支援補助金（育児・介護休業取得支援型）」を作りましたが、利用実績がなくニーズを捉え切れていないことから一旦終了することとし、従来制度の検証と男性育休の実態把握に努めながら、効果的な施策について検討を進めます。</p> <p>各調査結果において男性育休取得に肯定的な意見が多い一方で、まだ実際の取得にはつながっていないのが現状であり、県全体の機運をさら</p>	<p>働きやすい鳥取県づくり推進事業</p> <p>13,667千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5度事業名・予算額
<p>かけ離れた結果となっています。また、調査結果では、男性の育児休業取得時の課題として、代替要員の確保、他従業員の業務負担が大きいと整理されています。</p> <p>民間調査においても、育児休業の促進に注力し、制度整備している企業を選びたい就活生が7割以上という結果もあり、県内企業の育児支援に係る社内体制は人材採用活動にも影響がある問題です。</p> <p>県は「働きやすい鳥取県づくり推進事業」の中で、育児休業を取得しやすい社内体制の見直しについての補助金を整備し進めていますが、令和3年度実績はゼロとなっています。県内企業の就業規則、職場環境の実態をよく調査し、課題解決のために現行補助制度を点検し、新たな施策の検討を進めるべきであります。</p>	<p>に高める必要があります。</p> <p>セミナーや各種広報において、支援制度や中小企業での具体的な活用事例の紹介を継続して行い、男性育休の必要性やメリットについて普及啓発を図ります。</p> <p>また、労働局と連携して拡充した国助成金の活用や、法で定められている一般事業主行動計画の策定など男性育休の環境整備促進を、労働局と連携して事業者に働きかけます。</p>	
<p>7 学校給食への県産食材導入支援について</p> <p>「食のみやことっとり～食育プラン(第3次)～」では、学校給食用食材の県産品利用率について「70%以上で向上を図る」という目標を掲げています。</p> <p>この目標達成に向けて、学校給食等食材供給システム化促進事業では、市町村が実施する県産農林水産物や加工品の学校給食等への導入に向けた広域的な供給体制の検討、加工品の試作等に対して助成しています。</p> <p>しかしながら、平成26年度に1市、27年度に1町が活用したものの、28年度以降は活用実績がない状況であることから、学校給食の主体である市町村などの関係者の意見をよく聞き、地元食材調達への支援等、現場の課題に対応可能な支援制度に改善すべきであります。</p>	<p>現在、県教育委員会と連携し、各市町村教育委員会等との意見交換や、栄養教諭等学校関係者の講習会等の活用などを通じて、学校給食における県産食材利用率向上を目指しているところです。</p> <p>また、食育の日(毎月19日)、食育月間、とっとり県民の日、全国学校給食週間等の取組を通じ、県産食材を活用した学校給食の提供と、献立を活用した食に関する指導も推進しています。</p> <p>今後、さらに県産食材の利用を向上させるために、市町村などの関係者に現場の課題や必要な支援の聞き取りを行い、活用しやすい支援制度について検討を行います。</p>	<p>食のみやこ鳥取県推進事業(地産地消費普及・情報発信事業) (学校給食等食材供給システム化促進事業)</p> <p>150千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5度事業名・予算額
<p>8 がんばる地域支援事業について</p> <p>令和3年5月の鳥取県山間集落实態調査では、過疎化・高齢化の進展が著しい山間地域に居住する世帯の86.4%が、今の集落に住み続けたいと定住の意向を示されています。</p> <p>一方、県では住民が将来にわたり安心して暮らせるよう、地域で自主的・主体的に課題解決に取り組む活動などに対して様々な支援制度を設けているものの、本事業における令和3年度当初予算に対する執行率は3割程度にとどまるものであります。</p> <p>中でも、小さな拠点づくりの次世代リーダーや小規模高齢化集落等への若者定住・集落活性化、地域における生業の人材受入策など、地域の担い手を確保し次世代に引き継ぐための取組や環境整備に係る事業については活用実績がありませんでした。</p> <p>特に、中山間地域においては農業で生計を立てる高齢者が中心であり、水田など農地の多面的機能を鑑みれば、担い手の不在によって近い将来、耕作放棄地など農地の荒廃と、自然災害や鳥獣被害の蚕食的拡大が危惧されるところであります。</p> <p>については、県において各地区に設置する中山間地域等サポートチームを核として、農林水産部や市町村と連携して、農業分野からのアプローチも加味しながら地域の実情を把握し、地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保、地域運営組織の形成や活動を支援するなど、地域に寄り添った中山間地域振興策を講じることで、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりを実現するよう、本事業の活用実績を上げるための工夫・改善を図るべきであります。</p>	<p>高齢化・人口減少が進む中でも安心して暮らせる地域づくりを目指し、補助制度を更に活用していただくとともに、地域住民による新たな取組の掘り起こしや取組の拡大に向けて、これまで以上に、市町その他の関係機関と連携しながら、きめ細かなサポートを行うため、令和4年5月に新たに、東部・中部・西部・日野の地区ごとに、関係機関による「中山間地域等サポートチーム」を設置したところです。</p> <p>今後、「中山間地域等サポートチーム」が中心となり、市町等と連携しながら、地域の課題整理や先進事例の紹介、話し合いの円滑化等の支援を通じて、補助制度を活用した地域づくりを行う地域や人材の掘り起こしを進めます。</p> <p>また、移動支援をはじめとする住民共助の取組への支援を継続するとともに、各地域で動き始めた機運や取組を実践段階まで発展させる上で特に重要な役割を果たす「ファシリテーター」を身近に確保するため、その人材育成を進め、住民主体による地域づくりの支援体制を更に充実させます。</p> <p>さらに、既に形成されている「小さな拠点」を対象としてヒアリング調査を行い、拠点としての持続性の確保や機能拡充などに向けての課題や要望を把握し、中山間地域等が抱える課題に部局横断的に対応するため設置した中山間振興統括本部を通じて関係部局と連携を図るなど、地域に寄り添った施策を講じていきます。</p>	<p>中山間地域に関わる人財確保育成事業 9,985千円</p> <p>がんばる地域支援事業 70,531千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5度事業名・予算額
<p>9 未収金対応について</p> <p>病院局における未収金の中で、病院患者の自己負担分である医業未収金については、各債務者の事情に寄り添った対応を行うとともに、回収困難なものは外部委託を行うことにより、近年の未収金累計額は減少傾向にあり、取組の成果が伺えます。</p> <p>しかし、税務調査における職員手当の源泉徴収漏れを起因とした追徴金などの医業外未収金では、令和3年度は未対応であるとともに、過去の未収金対応の記録も不明瞭な状況です。</p> <p>更に、医業外未収金については、債務者に対し10年以上も督促を行わない事案や担当者任せにした事案があるなど杜撰な対応であり、公平性が求められる未収金対応への姿勢に疑問を抱かざるを得ません。</p> <p>については、病院局内での情報共有や対応方針の決定など組織的な取組はもちろんのこと、令和3年度から発足された鳥取県税外債権管理プロジェクトチームと実効性のある連携を図りつつ、モラルハザードの助長とならないよう医業外未収金の対応を早期に実施すべきであります。</p>	<p>今後は、医業外未収金についても病院局及び両病院内でしっかりと情報を共有して組織的に対応することとし、各債務者に対して納付を働きかけます。</p> <p>また、回収困難な案件については、債権回収の知識・経験が豊富な職員とともに債務者を訪問するなど、未収金の回収に向け取り組んでいきます。</p> <p>新たな医業外未収金を発生させないよう適切な事務執行に努めるとともに、医業未収金に対する取組を参考に、医業外未収金に対する債権管理の手順を定める等、再発防止に努めます。</p> <p>債権管理プロジェクトチームにおいても、法的手続きを含めた債権管理・回収のあり方について検討を行い、適切な債権管理に取り組んでいきます。</p>	